

平成 25 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ユ ー グ レ ナ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 出 雲 充
(コード番号：2931)
問 合 せ 先 取 締 役 永 田 暁 彦
経 営 戦 略 部 長
(TEL. 03-5800-4907)

新株式発行及び株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 18 日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

【本資金調達目的】

当社グループは、当社及び連結子会社である八重山殖産株式会社及び株式会社植物ハイテック研究所により構成されており、微細藻ユーグレナ（和名：ミドリムシ）の食品用途屋外大量培養技術をコア技術とし、ユーグレナに関する多様な研究開発活動を行うとともに、八重山殖産株式会社が保有する施設にてユーグレナの大量培養を行い、乾燥粉末を製造しております。事業としては、ヘルスケア事業（ユーグレナを活用した食品及び化粧品製造販売）、エネルギー・環境事業（ユーグレナを活用したバイオ燃料開発等）を展開しております。

当社は、平成 24 年 12 月に東証マザーズへの上場を果たし、事業計画を着実に推進して参りました。ヘルスケア事業においては、主要販売ルートである OEM 供給に加えて、足元では自社 EC サイト等を中心とした直販が急成長を遂げております。またエネルギー・環境事業においては、複数の産官学共同プロジェクト等でバイオジェット燃料実用化を目指して、研究開発を進めております。

当社は、こうした着実な進捗を遂げている両事業の成長を一層加速化させるべく、平成 25 年 11 月 12 日付で中期経営目標を公表いたしました。本目標では「ユーグレナ食品国内市場を 300 億円規模に拡大」と「バイオジェット燃料生産の技術確立」を 2018 年までに達成する事を掲げており、その達成に向けた戦略として積極的な広告宣伝・設備投資・研究開発・M&A 等を計画しております。

一般の公募増資による調達資金は、藻類由来油脂開発・生産設備に関する設備投資資金、国内ヘルスケア事業の基盤拡大のための企業買収資金、藻類由来油脂開発・生産に関する研究開発資金、子会社である八重山殖産株式会社における借入金の返済資金、自社食品製品の販売力強化を目的とした販売促進活動費及び広告宣伝費等の運転資金に充当する予定であります。本資金調達により当社の中期経営目標の達成に向けた戦略の遂行に必要な資金を確保することで、当社の成長ポテンシャルを具現化し、企業価値を最大化させることが可能になるものと確信しております。

また、当社株主による売出しを実施することにより、株式分布状況の改善及び流動性の向上に資するものと考えております。なお、当社は売出人である出雲充より、保有するストックオプションの一部を行使する事で一般の公募増資完了後も自身の持分比率を維持する予定であり、一般の売出しによる手取金の大部分を当社のストックオプションを行使する際の払込資金ならびに税金の支払に充当する予定である旨報告を受けております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 5,000,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年11月26日（火）から平成25年11月29日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成25年12月3日（火）から平成25年12月6日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 申込証拠金 1株につき発行価格と同一の金額
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役 出雲 充に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,000,000株
- (2) 売出人及び
売出株式数 出雲充 1,000,000株
- (3) 売出価格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売出方法 引受人の買取引受けによる売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役 出雲 充に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 900,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況により減少する場合、又は本売出しが全く行われぬ場合がある。売出株式数は需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案し、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主である出雲充（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役 出雲 充に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 900,000 株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金 の 額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資
本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が
生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本
準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額
を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び
割 当 株 式 数 SMBC日興証券株式会社 900,000 株
- (5) 申 込 期 日 平成 26 年 1 月 6 日（月）
- (6) 払 込 期 日 平成 26 年 1 月 7 日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当増資に必要な一切の事項の決定
は、代表取締役 出雲 充に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、900,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、SMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成25年12月27日（金）を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成25年12月27日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成25年11月26日（火）の場合、「平成25年11月29日（金）から平成25年12月27日（金）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成25年11月27日（水）の場合、「平成25年11月30日（土）から平成25年12月27日（金）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成25年11月28日（木）の場合、「平成25年12月3日（火）から平成25年12月27日（金）までの間」

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ④ 発行価格等決定日が平成 25 年 11 月 29 日（金）の場合、「平成 25 年 12 月 4 日（水）から平成 25 年 12 月 27 日（金）までの間」となります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	68,755,000 株	（平成 25 年 10 月 31 日現在）
一般募集による増加株式数	5,000,000 株	
一般募集後の発行済株式総数	73,755,000 株	
本第三者割当増資による増加株式数	900,000 株	（注）
本第三者割当増資後の発行済株式総数	74,655,000 株	（注）

（注）前記「4. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

（1）今回の調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額 6,328,249,000 円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限 1,139,744,000 円と合わせて、手取概算額合計上限 7,467,993,000 円について、平成 28 年 9 月期までに 4,300,000,000 円を藻類由来油脂開発・生産設備に関する設備投資資金に、平成 26 年 11 月末までに 1,000,000,000 円を国内ヘルスケア事業の基盤拡大のための企業買収資金に、平成 27 年 9 月期中に 200,000,000 円を藻類由来油脂開発・生産に関する研究開発資金に、平成 26 年 9 月期中に 204,000,000 円を子会社である八重山殖産株式会社における借入金の返済資金として充当し、残額が生じた場合には、平成 27 年 9 月末までに自社食品製品の販売力強化を目的とした販売促進活動費及び広告宣伝費等の運転資金に充当する予定であります。なお、上記企業買収が計画通り進行しなかった場合、当該企業買収の目的である事業基盤拡大のための運転資金に充当する予定であります。また、上記資金需要の発生までは、上記手取金は安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

なお、設備計画の内容については、平成 25 年 11 月 18 日現在、以下のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
当社	沖縄県 石垣市他	エネルギー・ 環境事業	藻類由来油脂 開発・生産設備	4,300	—	増資資金 、自己資金 及び借入金	平成 26 年 10 月	平成 28 年 4 月	—（注 2）

（注）1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力については技術開発が主な目的であることから合理的に算定することが困難であるため、記載しておりません。

※ 上記の設備は、藻類大量生産設備、油脂抽出設備、油脂精製設備等の技術開発設備から構成されます。バイオジェット燃料の事業化に向けた低コスト化等の技術的開発課題の解決を主目的とし、併せて当該低コスト化技術の食品原料、化粧品原料、飼料原料等への応用を目的としております。

技術開発過程で生産される藻類及び藻類由来油脂は廃棄せず、油脂、食品原料、化粧品原料、飼料原料等の用途で商業利用することで技術開発の費用負担を最小化する予定であります。

（2）前回調達資金の使途の変更

新規上場時（平成 24 年 12 月 19 日払込期日）に実施した公募増資（調達金額 767,000 千円）及び平成

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

25年1月21日を払込期日として実施したオーバーアロットメントによる売出しに関する第三者割当増資（調達資金124,720千円）については、設備資金として92,825千円（平成25年9月期：92,825千円）、運転資金として798,895千円（平成25年9月期：335,952千円、平成26年9月期：462,943千円）充当する予定でありました。

調達した資金の使途計画については、概ね計画通りに充当しており、未充当額についても計画通り充当する予定であります。

（3）業績に与える影響

今回の調達資金を上記（1）「今回の調達資金の使途」に記載の使途に充当することによって、当社の中期経営目標の達成に向けた戦略を着実に遂行し、当社グループの企業価値を最大化させることにつながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

（1）利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純利益を計上しておりますが、未だ内部留保が充実しているとはいえず、創業以来配当を行っておりません。また、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は、中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款に定めております。

（2）配当決定にあたっての考え方

上記「（1）利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

（3）内部留保資金の使途

上記「（1）利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

（4）過去3決算期間の配当状況等

	平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期
1株当たり当期純利益	21.07円	18.32円	37.05円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	26.5%	18.5%	18.8%
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 平成23年9月期及び平成24年9月期については、連結財務諸表を作成していないため、平成23年9月期及び平成24年9月期は単体の数値、平成25年9月期については連結の数値であります。
2. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を、自己資本（期首と期末の平均）で除した数値です。平成25年9月期は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。
4. 純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり純資産（期首と期末の平均）で除した数

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

値です。

5. 平成 25 年 9 月期の数字は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。
6. 平成 24 年 9 月 14 日付で普通株式 1 株につき普通株式 300 株の割合で株式分割、平成 25 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき普通株式 5 株の割合で株式分割を行っております。平成 23 年 9 月期及び平成 24 年 9 月期の期初に株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり当期純利益を算定しております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 11.34%です。

ストックオプションの付与状況（平成 25 年 10 月 31 日現在）

取締役会決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
平成18年6月30日	2,820,000株	1円	1円	平成20年8月9日から 平成28年8月8日まで
平成21年2月13日	2,700,000株	40円	20円	平成23年4月1日から 平成29年3月31日まで
平成23年8月19日	2,280,000株	48円	24円	平成25年9月1日から 平成32年8月31日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成23年9月30日	有償第三者割当 190,000千円	460,650千円	360,650千円
平成24年12月19日	新規上場時 有償一般募集 782,000千円	851,650千円	751,650千円
平成25年1月21日	有償第三者割当 125,120千円	914,210千円	814,210千円

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 23 年 9 月期	平成 24 年 9 月期	平成 25 年 9 月期	平成 26 年 9 月期
始 値	—円	—円	3,900円 (注2) □3,015円 (注3) □1,452円	1,647円
高 値	—円	—円	16,380円 (注2) □16,510円 (注3) □1,684円	1,740円

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

安 値	—円	—円	3,690 円 (注2) □2,881 円 (注3) □1,422 円	1,250 円
終 値	—円	—円	14,830 円 (注2) □6,960 円 (注3) □1,627 円	1,416 円
株価収益率	—倍	—倍	187.85 倍	—倍

- (注) 1. 当社株式は、平成 24 年 12 月 20 日をもって株式会社東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。
2. □印は、株式分割（平成 25 年 4 月 1 日、1 株→5 株）による権利落後の株価であります。
3. □印は、株式分割（平成 25 年 10 月 1 日、1 株→5 株）による権利落後の株価であります。
4. 平成 26 年 9 月期の株価等については、平成 25 年 11 月 15 日（金）現在で記載しております。
5. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり当期純利益（平成 25 年 9 月期の数値は未監査）で除した数値です。なお、平成 25 年 9 月期につきましては、連結の数値を使用しております。また、平成 26 年 9 月期については未確定のため記載しておりません。

- ③ 過去 5 年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
該当事項はございません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である出雲充は、SMB C 日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社は SMB C 日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMB C 日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。